なお、競争参加資格確認申請書、入札書、工事費内訳調書等の内容により、十分に確認できる場合は、ヒアリングを実施しない場合がある。

詳細は入札説明書による。

⑷　落札者の決定方法　次の要件に該当する者のうち、⑵５）によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

１）入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

２）評価値が基礎点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

３）提出した施工計画及び入札価格に基づき、本工事を確実に実現できること。（以下「要求要件」という。）

⑸　評価内容の担保　技術提案に係わる施工計画に記載した内容について、実際の施工に際して、受注者の責により当局が評価した提案内容の施工が行われない場合は、工事成績評定点を減じる措置を行う。

⑹　技術提案等の採否に関する問い合わせ　入札参加者は、技術提案等の採否の通知に関し、説明を求めることができる。

なお、詳細は入札説明書による。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号　沖縄総合事務局開発建設部管理課契約第二係　電話098―866―0031（内線2528）

⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法　入札説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は平成25年10月18日から平成26年１月６日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日９時00分から17時15分まで。ただし、やむ得ない事由により、書面による交付を希望する場合は、上記４⑴にて交付するので、あらかじめ連絡すること。

なお、希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

⑶　申請書、資料及び技術提案資料の提出期間、場所及び方法　電子入札システムにより提出を行う場合は、平成25年10月21日から平成25年11月11日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日９時00分から17時15分まで。ただし、申請書、資料及び技術提案資料が３ＭＢを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。

なお、発注者の承諾を得て紙入札方式にて行う場合は、上記４⑴に持参又は郵送（書留郵便に限る。）することとし、持参する場合は、平成25年10月21日から平成25年11月11日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日９時00分から17時15分までとし、郵送の場合は上記期間内に必着させること。

⑷　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式にて行う場合は、紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

１）電子入札システムによる入札の締め切りは、平成25年12月25日14時00分。

２）紙により持参の場合には、平成25年12月25日14時00分までに上記４⑴へ持参すること。

３）郵送による入札書の提出期限は、平成25年12月25日14時00分までに必着とする。（書留郵便に限る）郵送先は、上記４⑴と同じ。

４）開札は、平成26年１月７日10時00分から沖縄総合事務局開発建設部入札室にて行う。

５）入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　平成25年12月４日から平成25年12月25日まで（利付国債の提供の場合は平成25年12月10日まで）の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日９時00分から17時15分までに上記４⑴へ持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

１）入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行那覇支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　沖縄総合事務局開発建設部）又は銀行等の保証（取扱官庁　沖縄総合事務局開発建設部）をもって入札保証金の納付に代えることができる。

また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

２）契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行那覇支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行那覇支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　沖縄総合事務局開発建設部）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で、上記３⑷に定める方法に従い、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、上記３⑷に定める方法によって算出された評価値をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。（入札説明書を参照のこと。）

⑸　配置予定技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

⑹　専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求める。また、この場合、監理技術者と現場代理人との兼務も認めないものとする。（入札説明書参照。）

⑺　手続における交渉の有無　無。

⑻　契約書作成の要否　要。

⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⑽　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴の担当部局に同じ。

⑾　契約締結後のＶＥ提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減させることを可能とする施工方法等（以下「契約後ＶＥ提案」という。）に係る設計図書の変更について、発注者に提案する事ができる。契約後ＶＥ提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は港湾工事共通仕様書による。

⑿　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書、技術資料及び技術提案資料を提出することができるが、競争に参加するためには開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒀　本案件は、資料の提出、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。

⒁　詳細は入札説明書による。